

2019 年 6 月 21 日

薬物動態談話会 常任幹事の選出と任期

(1) 人数

本会は 2 名以上 7 名程度までの常任幹事を置く。

(2) 選出基準

新任の常任幹事は法人会員から選出する。

候補者の選出に当たっては、本会の幹事経験、本会が主催する学術集会における発表歴、薬物動態学会への貢献と薬物動態学会誌などへの投稿実績を考慮する。

なお、常任幹事には本会の諸活動及び運営全般に積極的に参画することが期待されることから、候補者にはこれらの役割に対する十分な理解を求める。

(3) 選出方法

選出基準に従い、役員*は常任幹事の候補者を推薦する。この際、会長及び現常任幹事（常任幹事会**）が、主体的な役割を果たす。ただし、退任あるいは退任予定の役員は推薦の協議に参加しないことが望ましい。

常任幹事候補者を推薦する役員は、幹事会が開催されるまでに、次の書類を会長及び庶務幹事に提出するものとする。なお、書類の様式は特に定めない。

- 1) 役員による常任幹事候補者の推薦状
- 2) 常任幹事候補者の履歴書（最終学歴、主な職歴及び専攻研究テーマなど）
- 3) 常任幹事候補者の業績目録

会長は役員による常任幹事候補者の推薦を受けて、幹事会に発議して審議を図る。候補者が幹事会で新常任幹事として承認を得た場合、会長は候補者に常任幹事を委嘱し、候補者の受諾により決定する。その後、会長は会員に新常任幹事委嘱の報告を行う。

(4) 任期

会長の発議により、原則として 9 月例会時に開催する常任幹事会において常任幹事の委嘱の継続を見直して幹事会に報告する。常任幹事会では、委嘱の継続について以下の議論を行う。

- 1) 常任幹事の任期は 3 年とするが、再任を妨げるものではない。
- 2) 常任幹事は公平性を保つことを旨とし、利益相反に留意する。
- 3) 常任幹事から退任の申し出を受けた場合は、受理と功労会員就任の妥当性を議論する。
- 4) 会員企業を退職した常任幹事は、功労会員として常任幹事職の委嘱を可とする。但し、継続は退職後 5 年を限度とする。

*：役員（幹事会メンバー）

名誉会長、会長、常任幹事、担当幹事（企画、セミナー、会計及び庶務担当）

**：常任幹事会

会長、常任幹事

(5) この内規は 2013 年 4 月 23 日より実施し、改訂は幹事会の承認により行なわれる。

2016 年 1 月 22 日付けで (1) 項及び (2) 項の一部を改訂。

2019 年 6 月 21 日付けで表題、(2) 項、(3) 項及び (4) 項の一部を改訂。